

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-①)

施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市安全課長 笠原 勤	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
	目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
50 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	6,466ha (50%)	平成23年度	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha (50%)	8,016ha	A-2	13,000ha (100%)	平成28年度	・市街地の防災性の向上を図り都市の防災構造化を推進する都市防災総合推進事業や公園整備に伴う周辺市街地の防災性の向上を推進する防災公園街区整備事業等の完了地区の面積は、市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。	
51 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に確保された大都市の割合	約73%	平成22年度	約63%	約67%	約73%	約78%	集計中	A-2	約84%	平成28年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成28年度の目標値約84%を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】	
52 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)	約53%	平成23年度	約50%	約51%	約52%	約53%	約55%	A-2	約60%	平成28年度	【指標の定義】 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合(=①/②) ①:5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道(雨水)整備が完了した区域の面積 ②:都市浸水対策を実施すべき区域の面積 【目標設定の考え方・根拠】 地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】	
53 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約6,000ha (100%)	平成22年度	-	-	約6,000ha (100%)	5,745ha (96%)	-	B-1	約3,000ha (50%)	平成27年度	・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(平成23年3月15日閣議決定)において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難困難性の指標や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消することが位置づけられており、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積は、住宅・市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、これらの決定を踏まえて最終的な目標を平成32年度末までに概ね解消とし、5年以内の目標値として現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を設定。	
54 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	約5%	平成23年度	-	-	-	約5%	約9%	A-1	約50%	平成28年度	・大規模盛土造成地マップを作成・公表し住民等に対して情報提供を行うことにより、滑动崩落対策工事を促進し、地震に強い宅地の確保が図られることから、「大規模盛土造成地マップ公表率」は、宅地の耐震性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、東日本大震災の教訓を踏まえた今後の事業計画を考慮して設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(大規模盛土造成地マップ公表率)と同一定義】	
55 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)	約34%	平成23年度	-	-	-	約34%	集計中	A-2	約70%	平成28年度	【指標の定義】 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合。 (分母)地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長 (分子)耐震化が行われている下水管渠の延長 【目標設定の考え方・根拠】 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を70%と設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
56 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	約15%	平成23年度	約9%	約12%	約14%	約15%	約31%	A-2	約100%	平成28年度	【指標の定義】 概ね過去10年間に床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村のうち、内水ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合 分子:内水ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村 分母:概ね過去10年間に床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村 【目標設定の考え方・根拠】 地下空間が高度に発達し、浸水の恐れのある地区を有する市町村、床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災意識の高揚を図ることとして設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
57 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	約51%	平成23年度	-	-	-	約51%	集計中	A-2	約100%	平成28年度	【指標の定義】 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体における長寿命化計画を策定した割合。 (分母)供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体数 (分子)長寿命化計画を策定した自治体数 【目標設定の考え方・根拠】 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体全てにおいて、長寿命化計画を策定するとして設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
58 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震率(①建築物、②住宅)	①80% ②79%	①平成20年度 ②平成20年度	①80% ②79%	-	-	-	-	①A-1 ②A-1	①90% ②90%	①平成27年度 ②平成27年度	①総計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づき耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 ②住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づき耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 (関連する閣議決定等) ・中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とする目標が掲げられている。 ・平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」において、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図ることとされている。 ・平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げることとされている。 ・平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」において、2020年までに耐震ストック比率を95%とする目標が掲げられている。	

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:25-⑦、 ⑧、⑨)	52	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	25,794 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備用を推進する。	26、27、28、 29、30、51	
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:25-⑧、 ⑫)	56	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助率。※( )は補助率 ①未普及解消下水道・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道・・・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道・・・低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道・・・大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	52、55、56、 57	-
(3) 住宅市街地総合整備促進事業 (平成6年度)	113	27,575 (26,393)	26,989 (26,857)	43,859 -	①既存市街地における老朽建築物除却、住宅・地区公共施設整備等により住宅市街地の整備を背負合的に行う事業(住宅市街地総合整備事業) ②住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設等の整備を総合的に行う事業(住宅市街地基盤整備事業)等 (補助率:1/2、1/3等)	53	
(4) 民間活用のための下水道先端 的管理手法実証事業に関する 調査経費(平成24年度)	112	-	20 (20)	24 -	下水道施設の老朽化に伴う課題に対応するため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的な管理手法を確立することにより民間活用の促進を図る。	57	-
(5) 防災のための下水道管理手法 調査経費(平成25年度)	新25-14	-	-	50 -	自治体が保有する下水道施設情報の収集・共有のあり方を検討し、既存の電子情報のうち必要な情報を国が一括して収集し、防災・減災に資する施策等に活用するためのシステムを構築する。あわせて、自治体データの電子化促進のため、仕様やデータ形式の規格化等について検討する。	-	下水道施設情報の収集・共有のためのシステムの構築
(6) 住宅・建築物市場環境整備促 進事業 (平成21年度)	115	42,003 (33,805)	44,509 (37,032)	53,000 -	①先導的な高齢者・障害者・子育て世帯向けのすまいづくり・まちづくりを提案により行う事業や、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、国がその費用の一部を補助する。 (補助率:1/10、1/3等、限度額:100万円/戸等) ②先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備等を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/2、2/3、定額等) ③子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅の空き家のリフォームに対して国がその工事費用の一部を補助する。(補助率:1/3、限度額:100万円/戸)	58	-
(7) 都市安全確保促進事業 (平成24年度)	110	-	340 (1)	430 -	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備地域において、国が策定する地域整備方針に則して、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が全会合の下で作成する都市再生安全確保計画の作成、及び都市再生安全確保計画に基づくソフト・ハード両面の事業に対して、国が補助を行う。	-	支援を行う都市再生緊急整備協議会の数:10  都市再生緊急整備協議会が全会合の下で作成する都市再生安全確保計画の数:5計画
(8) 既存建築物安全性確保推進事 業 (平成25年度)	新25-02	-	-	250 -	下記の既存建築物の安全性確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①地方公共団体における体制整備支援:耐震診断に係る行政指導のための行政職員向け研修会等の実施、耐震診断義務化対象建築物等について、耐震診断・耐震改修等の実施状況の台帳整備等、耐震性の表示制度の実施に向けた行政・事業者・建物所有者で構成する協議会の設立・運営等 ②建築主・事業者の体制整備支援:耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法の事業者向け講習会等の実施、新たな法制上の枠組み等の啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施等	-	既存建築物の安全性確保のための体制の整備箇所数  多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)
(9) 減災・防災まちづくり推進方策 検討調査経費 (平成25年度)	新25-12	-	-	16 -	宅地の盛土や擁壁に関する従来の技術基準を東日本大震災の被災状況から検証し、宅地の安全性を確保するために必要な技術基準を検討することにより、今後発生が予想される大地震に対する宅地の安全性の確保を図る。	54	
(10) 地下街の避難対策調査経費 (平成25年度)	新25-13	-	-	95 -	地下街は、全国のターミナル駅等を中心に78か所存在し、都市内の重要な歩行者ネットワークとしての公共的な空間を提供している。利用者が10万人/日以上となる地下街も多数存在し、災害に備えた通路空間の安全確保が必要。大規模地震発生時には、地上への出入口や階段等に入々が殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が生じる懸念があるため、地下街の安全点検を実施するとともに、安心して避難できるよう避難対策を検討し、ガイドラインを策定する。	-	本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない。  本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、成果指標を定めて実施するという性質のものではない。